

## ○輪島市林道管理規則

(平成18年2月1日規則第144号)

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市内の林道を維持管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 林道の管理者(以下「管理者」という。)は、市長とする。

(標示)

第3条 林道には、その起点その他適当な箇所に標柱を建て、路線名、管理者名、延長及び幅員等を明記し、その他必要な標示をするものとする。

(使用願の提出)

第4条 林道を使用しようとする者は、林道使用願(様式第1号)を提出して、管理者の許可を受けなければならない。

(許可書)

第5条 管理者は、林道の使用について許可を与えたときは、林道使用許可・不許可決定通知書(様式第2号)を交付しなければならない。この場合において、管理者は必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により許可を受けた者は、林道の使用に際しては、常に同項の許可決定通知書を携行して係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用中止及び取消し)

第6条 管理者は、林道の使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、使用中止を命じ、又は使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 林道の維持管理上、不適當な使用を行ったとき。
- (2) 林道の使用に際し、管理者の指示に従わないとき。
- (3) この規則に定められた事項に違反したとき。
- (4) その他不当の行為があったと認めたとき。

(目的外の使用禁止)

第7条 牛馬、車両、林産物その他の物件を林道に放置し、又は林道の使用目的以外に使用することができない。

(積載量の制限等)

第8条 運搬車の積載量の制限については、関係法令の定めによるものとし、降雨又は降雪後において路面を破損するおそれがあるとき又は林道の修理その他の事情によって、必要があると認めたときは、積載量を制限し、又は林道の使用を禁止するものとする。

(命令)

第9条 管理者は、林道の管理上必要があると認めたときは、林道の使用者に対し、その使用に必要な設備又は措置を命ずることができる。

2 林道の使用者は、使用許可条件及び前項の命令を受けた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 林道を使用する権利は、譲渡することができない。

(補償の請求)

第11条 林道の使用者が林道又はその附属施設をき損したときは、管理者はその者に修理を命じ、又はその損害を賠償させるものとする。

(許可決定通知書の返還)

第12条 林道使用の目的が終了したとき、又は許可期間が満了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その許可決定通知書を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、林道の維持管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

林道使用願

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

林道使用許可・不許可決定通知書

[別紙参照]